

## 第19回 糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月8日(金) 午後1時30分から午後3時30分

2. 開催場所 市役所1号会議室(新館5階)

3. 出席委員(18人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	井上孝治
副会長	3番	丸山文子
委員	4番	田中正一
	5番	原田正成
	6番	藤嶋政秀
	7番	松尾幸子
	8番	古家春利
	9番	加茂和義
	10番	古家貴喜
	11番	中原誠也
	12番	宗孝幸
	13番	奥功
	14番	山北敬子
	16番	濱地則夫
	17番	宗敏郎
	18番	東司時隆
	19番	荻原昌之

4. 欠席委員(1人)

15番 三坂勝弥

5. 議事日程

議事

議案第157号 農地移動適正化あっせん申出について

議案第158号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第159号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第160号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第161号 糸島市農用地利用集積計画の審議について(中間管理事業:  
利用権設定)

議案第162号 糸島市農用地利用集積等促進計画に係る意見聴取について

議案第163号 糸島市農用地利用集積計画の審議について(所有権移転)

6. その他

- 1) 非農地調査の結果について（報告）
- 2) 農地移動適正化あっせん取下げについて（報告）
- 3) 農地対策委員会（B班）報告について
- 4) 糸島市農業経営改善計画認定者一覧表（8月認定分）
- 5) 今後の予定について

7. 農業委員会事務局職員

事	務	局	長	田	中	敏	彦
農	地	活	用	係	長	古	川
主			幹	田	原	章	弘
主			事	沖		香	菜
主			事	鬼	塚	俊	次

事務局 井上職務代理人による開会挨拶と総会成立宣言をお願いいたします。引き続き、職務代理人の音頭で農業委員会憲章の唱和を行います。

職務代理人 こんにちは。ここ何日か朝夕ちょっと温度が下がって過ごしやすくなりました。けど、日中はまだまだ気温が高いですから、皆さん用心して生活していただきますようお願いいたします。

すみません。ちょっと名札がこっち向いてない人、こっちのほうお願いします。山北さん。

それでは、ただいまより第19回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

本日は三坂委員の欠席の報告を受けております。本日の出席は、現在18名で委員の過半数が出席しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会が成立していることを宣言いたします。

それでは、御起立をお願いいたします。農業委員会憲章を唱和いたします。

#### 【農業委員会憲章唱和】

事務局 続きまして、内野会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き、議事録署名人の指名をお願いいたします。

議長 皆様、改めまして、こんにちは。東海、関東のほうでは、今まさに台風13号が直撃をしているという状態でありましてけれども、こちらは快晴の天気ということでありましてけれども。

今年は、米価のほうもちょっと高い傾向といえますか、ちょっと農協の概算金も全品目600円、去年に対しまして上乘せということで、米価のほうもちょっと期待はできるんじゃないかなというふうにも考えております。

また、12日よりカンナも稼働しまして、夢つくしの収穫が始まります。普通期の刈り取りが今から盛んになって、皆さん忙しくなるんじゃないかなというふうにも思っております。

また、地域計画のほうも今、Aグループのほうアンケートが配布されております。15日までに各生産班長さんところに提出をしてくれということで。それから集約があって、各集落に回っていきます。今から農業委員さん、また推進委員さんも今から忙しくなるんじゃないかなというふうにも思っております。

また、今日、この農業委員会の憲章を読む中で、これ全部、地域計画の中の入ってるなと思いつつも言っておりました。また、忙しくなるかは思いますけれども、皆さん御協力をよろしくをお願いいたします。

それでは、今日の議事録署名人を発表いたします。議事録署名人を田中正一委員と宗孝幸委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第157号「農地移動適正化あっせん申出について」提案させていただきます。2ページの議案書のほうですが、受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

この物件の場所につきましては、議案書の3ページから6ページに添付しておりますので御参照ください。この申出につきましては、先ほど申し上げましたように令和4年の11月に申出を出されてあった案件でございますが、調整の結果、整わなかったということで顛末書が議案書の77ページのほうに添付しておりますとおりに出ております。

再度、譲受候補者の選定をお願いいたします。

以上です。

議長

これ面積の合計は分らんとかな。田んぼが幾つで、畑が幾つということは。後で分かったら報告して。

事務局

はい。

議長

以上、提案されました。

**【地区別にあっせん委員を指名】**

それでは、譲受候補者の選定をよろしくをお願いいたします。ほかの方は暫時休憩といたします。

(休 憩)

議長

それでは、推進委員さんのほうより、譲受候補者の報告をお願いいたします。

推進委員

**【候補者名読み上げ】**

議長

それでは、事務局のほうより再度、確認をお願いいたします。

事務局	<b>【地区別にあっせん委員を指名】</b>
議 長	それでは、あっせんの成立に向けて御尽力いただきますようよろしくお願いいいたします。
議 長	それでは、次の議事に移ります。事務局。
事務局	議案書の8ページをお願いいたします。 議案第158号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。
議 長	それでは、3条許可の申請が8件出ております。それでは、まず1番目から井上職務代理、お願いします。
職務代理者	議案第158号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」受付番号1番。
	<b>【議案書に基づき読み上げて報告】</b>
議 長	続きまして、2番を濱地委員、お願いします。
農業委員	受付番号2番。
	<b>【議案書に基づき読み上げて報告】</b>
	これは先月か先々月の受けた分で、あぜの分だけ分筆して申請が出されたいことの原因で継続審議になっている分の、そのあぜの分の隣の■■■■さんに贈与されたという関係です。 以上です。
議 長	続きまして、3番を田中委員、お願いします。
農業委員	受付番号3番。
	<b>【議案書に基づき読み上げて報告】</b>
	これは親戚間の贈与です。

以上です。

議 長 続きまして、4番を中原委員、お願いします。

農業委員 受付番号4番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

親子間の贈与です。

議 長 続きまして、5番を丸山副会長。

副会長 受付番号5番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

これは親族間の贈与になります。

議 長 それでは、6番、7番、8番を古家委員、お願いいたします。

農業委員 受付番号6番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

続きまして、受付番号7番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

受付番号8番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議 長 ただいま提案がなされました。事務局。

事務局 ただいまの3条の申請につきまして補足説明をさせていただきます。まず、1番の案件につきまして、今回、譲受人が新規ということになるんですが、営農計画書等を出していただいた結果で、家庭菜園で自家消費とこの確認をしましたので面談は省略しております。

それから、2番の案件なんですけど、譲受人に貸付地がございますが、こ

これは親子間による農業者年金に関連しての親子間での貸借の部分が台帳上出てきているというものです。

それから、5番の案件ですけども、譲受人に、こちらも貸付地があるわけですが、聞き取りを行いました結果、水田経営に集約をしているということで、畑の部分について貸付をしているということで聞き取りを行っております。

続けて、3条申請の審査項目の報告をさせていただきます。議案書の7ページをお願いいたします。それぞれの案件につきまして、6つの審査項目で審査を行います。1つでも「はい」に該当する場合は、原則として許可できないことになっております。今回の場合は全て「いいえ」に該当しておりますので、書類上の判断は全て許可相当であるというふうに判断しております。

以上です。

議長 ただいま提案と報告がありました。質疑を受けつけます。

(質問、意見なし)

議長 質疑を打ち切ります。それでは採決移ります。

3条の1番から8番につきまして、許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員です。

議長 それでは、次に移ります。事務局。

事務局 議案書の12ページをお願いいたします。

議案第159号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議長 それでは、4条の入る前にまず2番を先にしたいと思いますので、濱地委員ちょっと退席をお願いいたします。

(16番委員 退室)

それでは、4条につきまして、第2調査部会のほうより審議をしております。報告をお願いいたします。

調査部会長

それでは、報告いたします。農地法第4条第1項の規定による許可申請について。番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

別紙の資料の3ページと4ページをお開けください。議案書の19ページの地図を参照ください。

農地区分は、農用地区域内農地で農業用施設用地への区分変更済みです。

調査部会としましては、農用地区域内農地であるため、原則不許可ですが、農業用施設に供するために行われるものであるため不許可の例外に該当する。農作業の効率を図るため、農業用倉庫の建設であるため、許可相当であると判断をしております。

議 長

事務局。

事務局

基準表の説明をさせていただきます。基準表が議案書の11ページになります。農地法の4条に規定による許可申請につきましては、一般基準と立地基準の大きく2つの許可基準によって許可の可否を審議していただくこととなります。

一般基準につきましては、各項目は適当、該当なしとなっておりますので、問題はないと判断しております。

立地基準につきましては、議案書のほうにも記載しておりますし、調査部会からの報告にもございましたので、割愛させていただきます。

以上です。

議 長

ただいま、報告がありました。何か質問、意見ありましたらお願いいたします。宗委員。

農業委員

12番、宗です。この農業用倉庫建てられる場合は、その客土か何かされるんですか。ちょっとこう地面がこう下がっとうように見えるんですけど。

農業委員

現状見た結果ですね。もうそこに……。

農業委員

この現状のままです。



農業委員 あの写真に載っ取るように。

農業委員 分かりました。ちょっと客土されるのかなと思って。

農業委員 事務局からちょっと詳しい説明。

事務局 補足します。客土といいますか、一応、現状から、議案書の23ページ見ていただいたら分かるんですけど、現況GLって書いてる、プラマイゼロって書いてあるところが現状ですね。15センチぐらい土を入れてならす程度にはなるかと思えますけども、一応、盛土はされるということにはなります。  
以上です。

議長 ほかに何か質問、意見ありましたらお願いします。  
  
(質問、意見なし)

議長 なかったら採決に入ります。  
4条の2番につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。  
  
(全員挙手)

議長 全員です。  
  
(16番委員 入室)

議長 それでは、4条申請の1番について報告をお願いいたします。

調査部会長 報告いたします。番号1番。  
  
**【議案書に基づき読み上げて報告】**  
  
説明資料の1ページと2ページをお願いします。申請地の、議案書13ページの地図を参照ください。  
農地区分は、農用地区域内農地で、農業用施設用地への区分変更済みです。  
調査部会としましては、農作業従事者の駐車スペースとして利用される

もので農業用施設に利用するために使われるものであるため、転用の不許可の例外に該当。よって、許可相当であると判断をしております。

議 長 事務局。

事務局 それでは、1番について基準表の説明をさせていただきます。議案書の11ページを再度お願いいたします。

一般基準につきましては、各項目、適当、該当なしとなっておりますので、問題はないと判断しております。

立地基準につきましては、議案書にも記載しておりますし、調査部会からの報告にもございましたので割愛させていただきます。

以上です。

議 長 ただいま提案がありました1番につきまして、質問、意見ありましたらお願いいたします。奥委員。

農業委員 13番、奥です。さっきの説明の中では、駐車スペースが、従業員の駐車スペースって言われましたけど、ちょっと20台という数しかなくないですか。

議 長 多くないかという意味。

農業委員 はい。

農業委員 20人も来よらんで。

議 長 事務局。

事務局 こちらのほうで資料を出していただいている内容では、現状、従業員が20名いるので、その分のスペースを確保したいということになっております。

以上です。

農業委員 分かりました。

議 長 藤嶋委員。

農業委員 同じような内容でございました。

議 長           そうですか。ほかに何か質問、意見ありましたらお願いいたします。井上職務代理。

職務代理者      2番、井上です。この案件は促進協議会で農振除外したあの案件ですか。

事務局           同じです。

職務代理者      促進協議会の委員の中で、従業員が大概、自転車で来よらっしゃるっていう、ほいだけん、不許可っていうふうに意見が出たんです。だから、これは800平米からありますから、これは自転車入れとるのに、車やったらこれぐらい要るかもしれませんが、このたびは、あれちょっと。

議 長           事務局。

事務局           一応、申請書の添付書類として、事業計画書っていうのを出していただいているんですけども、一応、その中にはもう従業員が20名いて、その方たちの分のスペースということで提出がなされていますので、それ以上はちょっと情報持ち合わせておりません。  
以上です。

議 長           職務代理。

職務代理者      2番、井上です。そのときに心配されとったのが、ちょっと観光、イチゴ狩りとかされていますので、イチゴ狩りに来た人の駐車場になるんじゃないかというふうなことを言われとったんですね。  
だから、ちょっとこれだけが心配だなと、先々になる、そういうふうにして駐車場として許可もらって、イチゴ狩りのお客さんの駐車場になるんじゃないかという、そこを危惧されて。

議 長           私が近所ですから、ここあれしたんですけど。家族の車だけで10台あるそうです。そげんあるとやって言ったら、うん、それ、数えたらくさ、そげんある、10台もあるっちゃもん言うてた。そして、妹とかですね、ちょっといろいろ来てますので、やっぱり十五、六台はそっちだけであるのかなというふうにも思います。  
それをそのまあ、今回の申請ではもうその従業員の駐車場ということで、これ以上は農業委員会としても言えませんので。あとは、これを許可をした後に、まあ農地対策なり何なりで時々見て確認をしていきたいなというふうには考えております。

<p>議 長</p>	<p>以上です。 ほかに、意見、質問ありましたらお願いいたします。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>なかつたら採決に入ります。 4条の1番につきまして、許可と思われる方の挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案書の25ページをお願いします。 議案第160号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>第5条につきまして、調査部会長のほうより説明をお願いいたします。</p>
<p>調査部会長</p>	<p>報告いたします。 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。番号1番。</p> <p><b>【議案書に基づき読み上げて報告】</b></p> <p>別冊の現地調査説明資料の5ページと6ページと議案書の27ページの地図を参照ください。</p> <p>農地区分は、農用地区域内農地です。調査部会としましては、農用地区域内農地で原則不許可ですが、農地改良を目的とした一時転用による不許可の例外に該当しています。</p> <p>現地調査と図面等を基に協議を行ったところ、面積規模や高低差、土留構造から地形形状変更審査会の開催依頼をしたほうがよいとの結論でまとまりました。よって、継続審議として提案をします。</p> <p>続きまして、番号2番。</p> <p><b>【議案書に基づき読み上げて報告】</b></p>

現地調査説明資料の7ページと8ページを御覧ください。申請地は議案書の36ページを参照ください。

農地区分は、土地区画整理事業の区域内ですので、第3種農地相当。調査部会としましては、申請地は泊地区整備事業の地区内で、ハウスメーカーからエンドユーザーへの建築目的とした所有権移転の案件であるため許可相当であると判断をしております。

続きまして、番号3番。

#### **【議案書に基づき読み上げて報告】**

別紙の9ページと10ページをお願いします。議案書の41ページの地図を参照ください。

農地区分は、土地区画整理事業の区域内ですので、第3種農地に相当します。調査部会としましては、2番と同様に、泊地区整備事業の地区内で、ハウスメーカーからエンドユーザーへの建築目的とした所有権移転の案件であるため許可相当であると判断をしております。

続きまして、番号4番。

#### **【議案書に基づき読み上げて報告】**

議案書の26ページをお願いいたします。現地調査資料の11ページと12ページをお願いいたします。議案書の46ページの地図を参照ください。

農地区分は、第1種農地相当で、調査部会としましては、第1種農地で原則不許可ですが、集落に接続による不許可の例外に該当し、住宅の建設であるため許可相当であると判断をしております。

続きまして、番号5番です。

#### **【議案書に基づき読み上げて報告】**

別紙の13ページと14ページをお願いいたします。申請地は議案書の51ページの地図を参照ください。

農地区分は、第2種農地に相当いたします。調査部会では、現地調査の際に図面と申請地の位置を確認してみたところ、隣接する畑に通路を設けて出入りされているようでした。この場合、申請地の追加や図面等の差し替え等の変更が生じてきますので、申請者に伝えてもらうこととしております。その後の状況は、事務局より後ほど補足をしていただきます。

続きまして、番号6番です。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

現地調査説明資料の15ページと16ページをお願いいたします。申請地は議案書の55ページの地図を参照ください。

農地区分は、用途地域内の農地ですので第3種農地。調査部会としましては、7月の総会で、あぜの半分が残り、その利用について明確でなかったため、継続審議となっております。

今回、農地法第3条の申請の2番に案件が上がってきました。その分で、用途地域内における宅地の分譲ですので許可相当と判断をしております。

続きまして、番号7番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

別紙の説明資料の17ページと18ページをお願いします。申請地は議案書の61ページの地図を参照ください。

農地区分は、その他農地、第1種農地相当で、8月の総会の際に、キッチンカーの台数確保の確実性と転用目的の実現性が乏しく継続審議となっていた案件です。指摘していた部分について対応され、予定としていた部分が設定から外され、確かな部分を計画として図面に反映をされておりました。

調査部会としましては、申請地全体を有効に利用される、使用される計画に見直されているため許可相当と判断をしております。

議 長

事務局。

事務局

補足をさせていただきます。5番の案件についてなんですけど、議案書の53ページの現況図と54ページの配置図を合わせて御参照いただきたいんですけども、申請者に聞き取りを行いました。

一応、一時的に342の地番のところ、ここ農地なんですけども、ここに通路として出入りをされてあったんですけども、今後ここも使うのかどうかっていうところを確認しましたところ、今後はもうこの通路は使わないと、出入りすることはありませんということで確認を取りました。

そういったことであれば、今、水路がちょうどここ、配置図のほう見てもらったら、道路と敷地の間に既設水路とかって書いてあるところ、ここ水路があるんですけど、そこに今、鉄板で橋かけを行われてあります。で、そこは、その鉄板は早急に撤去してくださいと。で、改めて、どっちみちその水路敷に橋をかけないと敷地の中には入れませんので、改めて、

水路占用をする場合は事前に手続を取るよとということ伝えております。

図面が実際変わってくるんですけども、今日はちょっと、請求はしてませんが図面の差し替え分が間に合っておりません。聞き取りをする中では、敷地に進入する場所というのが、53ページの字図というか現況図のほう見てもらったらいんですが、347と記載があるところ、その辺りの部分から出入りをするというふうに聞き取りは行っておりますので、そこからの進入ということで配置図のほうも修正が加わってくるんじゃないかなというふうに考えております。

補足は以上になりますが、続けて基準表の説明をさせていただきたいと思っております。農地法5条の規定による分につきましても、4条と同様に一般基準と立地基準により許可の可否を審議していただくこととなります。議案書の11ページに審査表乗せておりますが、一般基準につきましては、各項目適当、該当なしというふうに判断をしておりますので問題はないというふうに思っております。

立地基準につきましては、議案書にも記載しておりますし、調査部会からの報告にもございましたので割愛をさせていただきたいと思っております。

以上です。

議 長 5条をしようたら結構な時間がたちますので、皆さん、今の報告を頭に置いて質問等も考えながら休憩に入ります。

(休 憩)

議 長 5条の報告がありました、何か質問、意見ありましたらお願いいたします。かなり難しい問題等もありますし。山北委員。

農業委員 14番、山北です。受付番号4番なんですけど、権利の種別が使用貸借権設定なってるんですけど、農家住宅の建設で貸付人も借受人は親子関係か何かになれるんですか。

議 長 はい。そこいらは。事務局。

事務局 すみません。貸し人、借り人の関係としましては、親子になっております。

以上です。

議 長 ついでに、この[ ]さんがその農家住宅として建てられる条件というか、そのそれを満たしているのかどうかっていうと、もう1回言うた

ほうがいい。これ必ず質問が出るばってんと思う。事務局。

事務局

今回、転用目的が農家住宅ということにはなっておるんですけども、農地法上の考え方からすると、もう分家住宅であろうと農家住宅であろうと、もうくくりとしてはもう住宅の建築ということでの考え方に立って審査を行っております。

この農家住宅と分家住宅っていうことで、違いというのは都市計画法上の話になってくるんですけども、農家住宅を建てるための要件としまして、都市計画のほうと協議を今現在してる内容からすると、建築する方御本人が耕作権を1反以上持っているのかどうかっていうところで、まあそれを判断するのは、最終的には農業委員会が発行する耕作証明になるんですけども、発行する際に御本人が耕作権を持っているのかどうかっていうのを確認して、農業委員会で耕作証明を発行しております。

ちなみに、今回の■■■■さんの耕作面積としては、借受けが全てになるんですが、6反ほどあるようになっております。

以上です。

議長

ほかに何か質問、意見ありましたらお願いいたします。藤嶋委員。

農業委員

7番、藤嶋です。確認なんですけど、受付番号7番ですね。前回もあったと思うんですけど、適当なキッチンカーの台数である、今回は1台で、その利用規模からいって妥当性があるのか、そこを回答願いたいところですね。

5番の件ですけど、これも資材置き場、まあ太陽光に関する資材置き場というところかもしれませんけど、言われておりますように出入り口関係も整理がつくもんかということをちょっとお聞きしたい思います。

議長

その辺、事務局。

事務局

まず、7番の志摩芥屋の案件についてなんですけど、この分はもう継続審議という分になっておりますが、申請人のほうとやり取りをしまして、規模の妥当性ということですが、それにプラスして実現性というところの打合せもさせていただいております。

その結果、キッチンカーが確実なのは1台ということで、あと2台が予定ということで書かれてあったんですけども、もう実現性が薄いところ、結局、予定としていた2台の分はもう外されてあります。

で、まあその確実なキッチンカー1台の部分を軸にして、そこでの飲食をしていただくスペースとして、テーブル、椅子を広範囲に設置するというで計画を見直されている状況です。



ウッドデッキも今回、もうなくしてあります。その辺の経緯は分かりませんが、一応、もうこれが最終的な計画で、もう区域をもう全体的に、有効的には使いますということは聞き取りを行っております。

それから、岐志の資材置き場の出入りなんですけども、今回は建物が絡んではこないんで、まあその道路の要件とかそういったものがかかってはこないんですけども、実際にここから入りますというところを聞き取りはしたんですが、ちょっと道が狭いので大丈夫だろうかというところはちょっと、事務局の段階でも気にはしてるんではあるんですが、それでもここから、この辺りからもう直接、敷地のほうには入りますということで計画をされてあるようですので、その辺り手続が必要な分は、その水路の占用とかですね、その辺りはきちっとしていただくというところでお伝えはしているという状況です。

以上です。

議 長 ほかには何か質問、意見ありましたらお願いいたします。中原委員。

農業委員 1 1 番、中原です。1 番の雷山の件ですけども、今、継続審議ということでなってるんですが、区長と水利委員の方が意見が違くと。区長は進めたいということですけども、水利委員はやりたくない。

ただ、水利委員の承諾のときにですね、区長か業者かどちらかのほうから名前と日付を書いて出してるよということで、実際それ白紙のまま出るといふふうに思います。

意見を書きたいので返してくれということをお願いしとるけども、返してもらわないままこの申請が上がったということで、まあ区長さんの申請のほうにも出てきてありますので、区の、なんて言いますかね、区で決まったように、その取られるかもしれないんですけども、そうではありませんので、やはりあの、地元の協議方がきちんとしていただいた中で、この計画が妥当なのかというのを地形審辺りでも十分検討していただきたいといふふうに思います。

以上です。

議 長 事務局。

事務局 今、中原委員のほうから出ておりました地形形状変更審査会につきましては、先日の調査部会が終わってすぐ、もう都市計画課のほうには依頼を渡しております。大体、今月の20日前後、まあ受付の締め切り日前ぐらいには、まあ開催をお願いできんかということで話はしてますので、大方、そのぐらいの時期なのかなとは思っております。

地形形状変更審査会の出席者の中には、通常の開発審査会と同様の扱い

になりますので、地元の行政区長さん、それから水利委員さんは地元からということで必ず出席をお願いしてるということで、あとは、市役所内の関係部署のほうが全部集まるようになりますので、一応、その場でそれぞれの意見、先ほど言われました区長さんと水利委員さんの考え方がちょっと食い違いがあるということは、それはそれでそれぞれの意見を出していただいて構わないので、その中でどう変わっていくのかということはあるかもしれませんが、そのまま考えられてあることをおっしゃっていただいているのかなとは思っております。

以上です。

議長

地形審でそのいろいろ、その業者も一緒に来てから話し合いますので、どういうふうに業者が考えているのか、そういったことも聞いてその上で話し合いで、まあこれならいいでしょうというふうな判断が出たらまたこっちに出てくるかなというふうに思っております。

ほかに何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

じゃあちょっと自分から、この5番の岐志の件だけど、この出入口の書類とか何とか出とらんとなら、まあ出るまで継続審議でいっちゃない。もうあそこやけん、あそこからなら自分の土地やけん、出入りできて大丈夫ということで、もう審査というか、審議していいの。

事務局

そうですね。結局、実際に聞き取りをして、出入りをする場所っていうのは、もう今回、農地からの進入、今、既存で通路つくってある分はもう全く使わないということで。もう農地以外のところから直接進入するというので聞き取りを行ってますので。

まあその進入口が道路っていうところについては、そこまで、もう農地は影響はしてこないの。まあその審査していただいているのかなとは思います。

議長

出入口はもう山林やけん、農地とは関係ないけん、もうこっちでもうこのまま審議していいということで。

事務局

そうですね、はい。

議長

理解してると。はい。

ほかに何か質問、意見ありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議長

なかったら採決に入ります。

まず、1番につきましては、地形審の審査があるということで継続審議ということにしたいと思いますが、皆さん、それでいいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長

はい。じゃあそれで賛成で。すみません、私のあれで。

それでは、2番、3番、4番、5番、6番、7番につきましては、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

農業委員

5番は継続審議やないと。

議 長

いや、5番はさっき言ったように、その山林の地番から進入するということでしたので、農地には関係ないからこのままするというので。

農業委員

その山林のところの入り口はですよ、山林のところの入り口は、たしか農道が狭かったような気が、記憶があるんですけど。

議 長

いや、山林ほう。あの何番地やったかいな。

農業委員

うん。いや、山林に行くまでの農道が狭くなかったですか。

議 長

うん。いや、その入り口のあれは結構狭いんですけども、まあそれをまあ小さい2トンぐらいやったら、その入り口を大きくすれば入るかなというふうには考えてます。そこいらは、まあその道路も大きくはしないかと思いますので。しない。したらいかんけんですね。まあそいけん、まあその山林のほうの……。

農業委員

あの、347に入らせてもろうても……。

議 長

うん。347番地のほうから入ることですので、その部分を多め広く取れば出入りはできるかなというふうには考えております。

農業委員

あそこ前に水路がなかったですか。

議 長

水路あります。そこいらは、あの、何ですか、農地係。

事務局

農地整備係。

議 長

農地整備係のほうの許可は取らないかんですね。それで、でも、農地と

は関係ないので、それはその、こっちとの関わり合いはない。そういった考え方です。よろしいでしょうか。

それで、2番、3番、4番、5番、6番、7番につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員です。

議長 それでは、事務局。

事務局 議案書の67ページをお願いいたします。

議案161号「糸島市農用地利用集積計画の審議について」利用権の設定になります。

資料については、事前にお送りしてあります別冊資料になりますのでよろしくをお願いします。提案いたします。

農地政策課 糸島市農用地利用集積計画について、御説明いたします。郵送してありました別冊の資料、議案第161号「糸島市農用地利用集積計画の審議について」と記載された資料を御覧ください。もし、お持ちでなければ幾らか予備がありますのでおっしゃってください。

それでは、提案させていただきます。今回、提案いたします農用地利用集積計画は、令和5年第1回の公募にて募集しました農地中間管理機構への貸付申出分のうち、担い手への転貸が見込まれるものの集積計画でございます。

貸付開始日は、令和5年の11月16日から合計で251筆、52万1,955平方メートルとなっております。これらの配分案につきましては、次の議案第162号で御説明いたします。この農用地利用集積計画を定めるに当たり、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定により農業委員会の決定を求めるものです。

以上、よろしくをお願いいたします。

議長 この161号だけ、2号も一緒。

事務局 それぞれに。

議長 それぞれに。分かりました。

それでは、糸島市農用地利用集積計画の今、提案がありました。何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので採決に入ります。  
集積計画につきまして、異議なしと思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次に移ります。事務局。

事務局

議案書の68ページをお願いいたします。  
こちらも別冊になるんですが、議案第162号「糸島市農用地利用集積等促進計画に係る意見聴取について」提案いたします。

農地政策課

農用地利用集積等促進計画について御説明いたします。郵送しておりました資料、議案第162号「農用地利用集積等促進計画に係る意見聴取について」と記載された資料をお願いいたします。追加の資料、議案がありますので、今日お配りしておりましたこちらをお願いいたします。

資料の1ページに今回の計画案による受け手への配分内訳とありますが、こちらに一部修正があります。申し訳ございません。合計面積が52万1,955平方メートルとありますが、正しくは53万7,741平方メートルです。53万7,741です。

続きまして、田の面積が46万9,273平方メートルと記載しておりますが、正しくは、48万5,059平方メートルとなります。48万5,059平方メートルです。合計の筆数が251筆となっておりますが、正しくは6筆増えまして257筆です。田の筆数が、212筆とありますが、こちら6筆増えまして、218筆です。申し訳ございませんが、修正をお願いいたします。

こちらの計画案は、前の議案で集積が決定された約52ヘクタールの農地について、福岡県農業振興推進機構が転貸先の決定を行う際に必要となるものです。前の議案と件数が1つ異なりますが、これは経営委譲により、受け手のみ変更される方がいらっしゃるためで異なっております。受

け手といたしましては、令和5年第1回公募で借受けを希望された方です。

市がこの計画を作成するに当たり、農業委員会の意見を聞くものとされております。つきましては、地域の現状に詳しい農業委員の皆様には計画案の受け手が地域の営農活動と調和した農業経営を営むものかどうか御意見を伺うものでございます。

なお、受け手の権利の設定につきましては、この総会の後、10月に機構が集積等促進計画を決定し、県知事の認可と公告を経て、11月に権利設定される予定です。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま提案がなされました。何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に移ります。  
この内容につきまして、異議なしと思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員です。

議長 事務局。

事務局 それでは、議案書の69ページをお願いいたします。  
議案第163号「糸島市農用地利用集積計画の審議について」所有権移転になります。提案をさせていただきます。まず、番号1。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

続きまして、2番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

以上です。

議 長

ただいま集積計画の審議について報告がありました。何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので採決に入ります。  
議案第163号につきまして異議なしと思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

以上で全ての議案が終了しました。

令和5年9月8日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

4 番 田 中 正 一

12番 宗 孝 幸

